



- 1 木や花をたいせつにし
美しいまちをつくろう
- 2 ともに学びあい
心やからだをきたえよう
- 3 明るい家庭をつくり
若い力を育てよう
- 4 よく働き
豊かなくらしをともにしよう
- 5 協力し助けあい
住みよいまちにしよう

特別定額給付金（10万円）を給付します

令和2年4月20日、「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」が閣議決定され、感染拡大防止に注意しつつ、簡素な仕組みで迅速かつ的確に家計への支援を行うため、特別定額給付金事業が実施されることになりました。

については、青梅市においても特別定額給付金を給付します。

給付対象者 基準日（令和2年4月27日）において青梅市の住民基本台帳に記録されている方

受給権者 給付対象者の属する世帯の世帯主

給付金額 給付対象者1人につき10万円（受給権者の本人名義の預金口座へ振り込みます。）

申請方法 郵送申請方式またはオンライン申請方式とします。

郵送申請方式

5月29日ごろに
世帯主あてに申請書を発送します

市から送付された特別定額給付金申請書に必要な事項を記入し、次の書類を添えて返送してください。マイナンバーカードをお持ちでない場合でも申請できます。

- ▷ 世帯主の本人確認書類のコピー…健康保険証、運転免許証、マイナンバーカードなど
- ▷ 振込口座が確認できる書類のコピー…氏名、金融機関・支店名（支店コード）、口座番号が確認できるもの

申請書ダウンロードによる
「手書き申請」の受付を行います

収入の急激な減少等により、1日も早く特別定額給付金が必要な方を対象に、市ホームページからダウンロードした申請書による「手書き申請」の受付を行います。

詳細は、市ホームページをご覧ください。

オンライン申請

マイナンバーカードとICカードリーダーライタが接続されたパソコンまたはカード情報を読み取りできるスマートフォンが必要です。

5月11日から
オンライン申請受付中

- ▷ 内閣府「マイナポータル」にアクセスし、必要事項を入力後、振込先口座の確認書類をアップロードします。
- ▷ 電子署名により本人確認を行うため、本人確認書類は不要です。
- ▷ 申請には、マイナンバーカード発行の際に登録した利用者証明書用パスワード「4桁の数字」と署名用パスワード「6～16桁の英数字」の2種類が必要です。パスワードの入力を間違えるとロックされてしまいます。
- ▷ マイナポータルへのログインやマイナポータルAPのインストールなどご不明な点は、総務省「マイナンバー総合フリーダイヤル」☎0120-95-0178へお問い合わせください。

申請期限 令和2年8月31日（月）（郵送の場合は当日消印有効）

その他

- ▷ 配偶者等からの暴力を理由に住民票を移すことができない方も、特別定額給付金を受けられる場合がありますので、ご相談ください。
- ▷ 申請については、郵送またはオンラインによる申請をお願いします。感染拡大防止の観点から、窓口への申請書の提出は、ご遠慮ください。皆様のご理解とご協力をお願いします。

問い合わせ

- ▷ 特別定額給付金事業に関すること…総務省「特別定額給付金コールセンター」☎0120-260020（午前9時～午後6時30分）
- ▷ 申請書の送付や受付に関すること…市福祉総務課（土・日曜日、祝日を除く午前8時30分～午後5時）